

## 市税証明手数料免除取扱要綱

(総則)

第1条 市税に係る証明手数料の免除の取扱いについては、別に定めがあるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(免除事由)

第2条 別表の中欄に掲げる場合に必要とされる証明については、同欄に対応する右欄に掲げる使用目的によることに限り、手数料条例（平成12年横須賀市条例第9号）第6条第12号に該当するものとして免除する。（原則として1年度1申請者につき1回とする。）

(使用目的の確認)

第3条 別表に規定する使用目的のために必要とされる証明の申請があったときは、その目的を申請者にはっきりと確認のうえ、申請者に交付しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

2 改正前の市税証明手数料免除取扱要綱別表年金関係の項福祉年金申請に係る規定（老齢福祉年金に係るものを除く。）は、平成3年3月31日までの間、なお効力を有する。

附 則

この要綱は、昭和62年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	証明書が必要とされる場合	証明書の使用目的
教 育 関 係	奨学金出願	独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）又はその他の規定による奨学金の受給出願に際し添付する市民税に関する証明書
	特別支援学校就学奨励費申請	特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）の規定により特別支援学校に就学する児童又は生徒の保護者等が就学奨励費の受給申請に際し添付する市民税に関する証明書
	特別支援教育就学奨励費申請	学校教育法（昭和22年法律第26号）第75条に規定する特別支援学級在籍者の保護者等が、特別支援教育就学奨励費の受給申請に際し添付する市民税に関する証明書
	市立学校の授業料等減免申請	市立学校の授業料等に関する条例施行規則（昭和32年横須賀市規則第13号）の規定により、授業料等の減免申請に際して添付する市民税に関する証明書
	就学奨励費申請	就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和31年法律第40号）の規定により、保護者等が就学奨励費の受給申請に際し添付する市民税に関する証明書
	幼稚園入園料等の減免	幼稚園の設置者が当該幼稚園に在園する3歳児、4歳児又は5歳児の保護者に対し、入園料及び保育料を減免するため提出させる市民税に関する証明書

福 社 関 係	生活扶助等申請	生活保護法（昭和25年法律第 144号）第7条の規定により、生活扶助等の保護を申請する際に添付する市民税に関する証明書
	育成医療、療育、保育所等の措置費用決定	<p>児童福祉法（昭和22年法律第 164号）の規定により、次に掲げる措置費用の負担額を決定するため添付する市民税に関する証明書</p> <p>(1) 第20条の規定による結核にかかっている児童に対する療育</p> <p>(2) 第22条の規定による保健上必要があるが、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦に対する助産施設への入所</p> <p>(3) 第23条の規定による監護すべき児童の福祉に欠けるところがある配偶者のない女子（これに準ずる事情のある女子を含む。）及びその児童に対する母子寮への入所</p> <p>(4) 法第24条第5項又は第6項の規定によるやむを得ない事由による保育所等への入所</p> <p>(5) 第27条第1項第3号の規定による児童の里親若しくは保護受託者への委託又は乳児院、養護施設その他の施設への入所</p>
	障害児施設給付費申請	児童福祉法第24条の3第1項の規定による障害児施設給付費の申請に添付する市民税に関する証明書

<p>教育・保育施設等の利用者負担額の決定</p>	<p>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による教育・保育施設等の利用者負担額を決定するため添付する市民税に関する証明書</p>
<p>養育医療費用決定</p>	<p>母子保健法（昭和40年法律第141号）第21条の4第1項の規定による養育医療の給付に要する費用の自己負担額の認定を受けるため添付する市民税に関する証明書</p>
<p>原子爆弾被爆者訪問介護利用被爆者助成受給者資格認定申請</p>	<p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）の規定による訪問介護利用被爆者助成受給資格の認定を受けるため添付する市民税に関する証明書</p>
<p>児童手当申請</p>	<p>児童手当法（昭和46年法律第73号）の規定による児童手当の支給要件に該当する者が当該手当を受けるため添付する市民税に関する証明書</p>
<p>児童扶養手当申請</p>	<p>児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定による児童扶養手当の支給要件に該当する者が当該手当を受けるため添付する市民税に関する証明書</p>
<p>特別児童扶養手当申請</p>	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の規定による特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当の支給要件に該当する者が、当該手当を受けるため添付する市民税に関する証明書</p>

<p>障害者支援施設等への入所等の費用決定</p>	<p>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第2項の規定による入所等に係る費用の決定のため添付する市民税に関する証明書</p>
<p>障害者支援施設等への入所の費用決定</p>	<p>知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第16条第1項第2号の規定による入所に係る費用の決定のため添付する市民税に関する証明書</p>
<p>自立支援医療等費用決定</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定により、次に掲げる支給の認定をするため添付する市民税に関する証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（1）第58条の規定による障害者に対する自立支援医療費の支給</li> <li>（2）第76条の規定による障害者又は障害児の保護者に対する補装具費の支給</li> </ul>
<p>心身障害者扶養共済制度掛金免除</p>	<p>神奈川県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年神奈川県条例第31号）又はこれに準ずる規定により、当該制度の加入者が掛金等の免除を申請する際に添付する市民税に関する証明書</p>
<p>老人ホーム入所等費用決定</p>	<p>老人福祉法（昭和38年法律第133号）により、老人ホームへの入所等を受ける老人に要する費用の決定のため添付する市民税に関する証明書</p>
<p>精神障害者措置入院費用決定</p>	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定による入院費用の自己負担額の認定を受けるため添付する市民税に関する証明書</p>

医 療 関 係	精神障害者入院医療援護金申請	精神障害者入院医療援護金交付要綱（神奈川県）又はこれに準ずる規定により、当該援護金交付申請に際し添付する市民税に関する証明書
	感染症医療等費用決定	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定により、医療費等の自己負担額の認定を受けるため添付する市民税に関する証明書
	小児医療費申請	医療費助成条例（昭和47年横須賀市条例第21号）又はこれに準ずる規定により、小児医療費受給申請に際し添付する市民税に関する証明書
	ひとり親家庭等医療費申請	医療費助成条例又はこれに準ずる規定により、ひとり親家庭等医療費受給申請に際し添付する市民税に関する証明書
	後期高齢者医療給付一部負担金減免申請	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による医療及び健康診断の自己負担額減免申請に際し添付する市民税に関する証明書
年 金 関 係	国民年金保険料免除	国民年金法（昭和34年法律第141号）第90条第1項及び第90条の3第1項の規定により、保険料免除申請のため添付する市民税に関する証明書
	基礎年金申請	国民年金法（昭和34年法律第141号）第30条及び第37条の規定による障害基礎年金及び遺族基礎年金並びに改正前の国民年金法第79条の2の規定による老齢福祉年金の受給要件に該当する者が、当該年金申請に際し添付する市民税に関する証明書

	戦傷病者戦没者遺族年金等申請	戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号）第25条の規定により、遺族年金及び遺族給与金の支給の認定を受けるため添付する市民税に関する証明書
その他の	放送受信料免除	障害者を有する世帯で、かつ、世帯員全員の市民税が非課税である場合の放送受信料の免除を受ける際に添付する市民税に関する証明書
	災害援護資金申請	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）の規定により、災害援護資金の貸付けを受けるため添付する市民税に関する証明書

注 市民税に関する証明書には、その税の納税証明書も含める。